

高島市オリーブ生産者の会規約

(目的)

第1条 本会は、オリーブの適切な栽培管理と生産安定を図り、栽培者の交流および栽培技術向上を図ることを目的とする。

(会員)

第2条 本会は、高島市でオリーブを栽培する者で、入会申込書を提出した者で構成する。

(事業)

第3条 本会は目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 オリーブ栽培知識・技術の向上に関すること
- 2 オリーブ栽培の振興に関すること
- 3 会員相互の情報交換に関すること
- 4 その他、目的を達成するために必要なこと

(役員)

第4条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
- 2 会長及び副会長は会員の互選により選出する。
 - 3 会長は、本会を代表し業務を統括する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはこれを代行する。

(任期)

第5条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 本会の会議は会長が必要と認めるとき、または会員から要望があったときに開催する。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、高島市オリーブ産地化推進協議会に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が本会に諮り別に定める。

付 則

この規約は、令和3年3月15日から施行する。

入 会 申 込 書

私は、高島市オリーブ生産者の会の活動目的に賛同し、入会を申し込みます。

令和 年 月 日

住 所 〒 _____

グループ名
または氏名

連 絡 先 _____